

各位

令和5年9月  
横浜信用金庫

## 適格請求書発行に関するお知らせ

平素より横浜信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和5年10月1日より、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されますので、当金庫の対応方法をお知らせいたします。

なお、当金庫の適格請求書発行事業者の登録は以下のとおりです。

登録番号	T 2020005003622
氏名又は名称	横浜信用金庫
登録年月日	令和5年10月1日
本店又は主たる事務所の所在地	横浜市中区尾上町2丁目16番地1

※インボイス制度の詳細については国税庁Webサイトをご確認ください。

### 記

#### 当金庫のインボイス発行について

##### 1. 店頭窓口等で手数料をいただく場合

店頭窓口等で、お振込やご両替など手数料をいただく場合は、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。振込依頼書、代金取立手形依頼書については、別途「領収書」を発行いたします。現行のお取り扱い方法と異なりますのでご注意ください。

##### 2. 預金口座から自動振替で手数料をいただく場合

預金口座から口座振替で貸金庫やインターネットバンキング基本手数料などをいただく場合は、「インボイス通知書」を作成し郵送又は店頭にて発行いたします。一部の取引においては、「領収書」を発行する場合があります。「インボイス通知書」の発行をご希望されるお客さまは、お取引店にお問い合わせください。

##### 3. ATMや両替機で手数料をいただく場合

ATMや両替機で手数料をいただく場合は、インボイスの交付が免除される自動販売機特例のため、インボイスは発行いたしません。今までどおり「ご利用明細票」をご利用ください。自動販売機特例は、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで仕入税額控除が認められます。

#### 当金庫へのインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降に、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、消費税を含む代金（対価）をお支払いする際は、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けている場合、当金庫に対してインボイスの提出をお願いいたします。

※詳細につきましては、お取引店へお問い合わせください。

以上